広報

雇用調整助成金等の申請支援

~雇用調整助成金に関する 無料相談支援の期間を延長します~

区内中小企業が国の雇用調整助成金等の制度を利用するに あたり、社会保険労務士による無料相談支援を行っています。 雇用調整助成金の特例措置が9月30日 必まで延長されたこと に伴い、無料相談支援の期間を延長します。

- ▶相談支援 ①雇用調整助成金 ②新型コロナウイルス感染 症による小学校休業等対応助成金
- ▶対象 区内に本店または事業所のある中小企業の事業主、 区内に事業所のある個人事業主
- ▶支援内容 ・制度概要説明 ・申請書類等の手続きに関す る相談、助言・・申請に伴う制度整備に関する相談、助言
- ▷時間・回数 1回につき2時間以内、1社最大5回まで(事 前予約制)
- ▷相談予約受付期間 9月18日 金まで (相談支援は9月30日 (水)まで実施)
- ○問合せ 台東区産業振興事業団経営支援課商工相談担当

②区内に継続して3年以上居住し

※申請時、

本人・配偶者・世帯主

ΕD

TEL (5829) 4125

中小企業振興センターに 新型コロナウイルス感染症に関する ■ を設置しています

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に 影響を受ける、または、その恐れがある中小企業 者等を支援するため、特別相談窓□を設置してい

- ▶相談内容 ・国の持続化給付金、家賃支援給付 金、都の感染拡大防止協力金などの中小企業支 ・経営に関する相談 ・資金繰り相談 など
- ▷受付時間 午前10時~午後4時

(土・日曜日・祝日を除く)

▷問合せ

- ・資金繰りに関する相談は産業振興課融資担当 TEL (5829) 4128
- ・中小企業支援策や経営に関する相談(事前予 約制) は台東区産業振興事業団経営支援課商 工相談担当 **TEL** (5829) 4125

④区内転居であり、

転居先に継続

して居住する

り保証人がおらず、

緊急連絡先が

機構から個別に通知があります

年2月28日回の方には、日本年金

提出期限が2年7月3日金~3

(提出期限が2年2月29日~6月

あるほか

③生活保護を受給していない

出期限を1年間延長します。

提出期限を迎える方について、

提

2年2月末~3年2月末までに

Networkたいとう 感染予防取組店舗PR号への

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗を、8~ 10月発行の産業情報誌Networkたいとう(各回5万部 発行)で紹介します。掲載希望の方は以下の手順に従っ てご応募ください。 対象来店者のある区内店舗であり、 区配布の「宣言ステッカー」により「新しい日常」に取り 組む宣言をしている店舗 募集事業所数 各回60事業所 申込方法
「東京共同電子申請」で検索し、「台東区」 を申請先で選択後、「ネットワークたいとう」でキー ワード検索し、手続を選択(下記二次元コードより 電子申請可)

申込締切日7月31日金(8月号)、 8月31日(月) (9月号)、9月30日(水) (10月号)

問合せ産業振興課

TEL (5246) 1142



まちづく

③前年の合計所得金額が単身世帯 助成額 世帯はこの額に世帯員が1 は35万8千円以下、2人以上の えるごとに38万円を加算した額 礼金・仲介手数料・引

神込み・問合せ

区民課国民年

TEL

(5246) 1262

のいずれか

①高齢者・障害者・ひとり親世帯 貸住宅から別の区内民間賃貸住宅 |転居する場合に限る)。 次の全てに該当する方

ている方に対して、転居に要する 約更新拒否により立ち退きを受け **賀用を助成します(区内の民間賃**

の申請を受付けています ▽必要な物 本人確認ができる物 (運転免許証等)、年金手帳、

居前に申込み) 助成額 支払った初回保証料の 高齢者等住み替え居住支援 取り壊しや家主の都合による契 2分の1 (上限2万円)

TEL

(5246) 1262

の国民年金保険料免除・納付猶予 ▼令和2年度(7月~3年6月) 上野年金事務所 (3824) 2511

①高齢者・障害者・ひとり親世帯 盟する保証会社を利用した場合、 支払った初回保証料の一部を助成 住宅に入居することが困難な方に 対して、区と協定を結んだ賃貸保 ②区内に継続して3年以上居住し します ます。その際に賃貸保証機構に加 訨機構が住まい探しをサポート. 次の全てに該当する方

> ている方の障害状態確認届 響により、障害基礎年金を受給し ●新型コロナウイルス感染症の影 国民年金のお知らせ の提出期限が延長されます

保証人がいないため、民間賃貸

▽**問合せ** 住宅課(区役所5階回 覧ください。 (5246) 1468

高齢者等家賃等債務保証

高齢者等住宅支援

※詳しくは、左記問合せ先で配布 するパンフレットか区HPをご 越し費用の合計額 右記記事の共通項目 (上限15万

介護保険課から

問合せ

介護保険課給付担当 **TEL** (5246) 1249

介護保険負担割合証を送付します

※退職した方は、特例的に免除が

所得の審査があります。 (納付猶予は本人・配偶者)

認められる制度があります。詳

しくは左記へお問合せください。

サービスを利用するときの利用者負担の割 合(1~3割)を記載した、介護保険負担割 合証を送ります(介護保険被保険者証とは 異なります)。サービス利用時に、介護保険 被保険者証と一緒にサービス事業所に提示 してください。 対象要介護認定を受けて いる方 発送日7月中旬※要介護認定申請中 の方は、発送が遅れる場合があります。

介護保険負担限度額認定証について

の場合は2千万円以下)

健施設・介護医療院・療養型医療施設の入所、 短期入所サービス(ショートステイ)

急手続きをしてください。

介護サービス利用者負担額軽減確 認証について

●介護サービスの利用料の一部が軽減されま

出の方にも通知があります)。 30日の方で、障害状態確認届未提

▽**問合せ** 区民課国民年金係

す(社会福祉法人等による利用者負担額軽減) 軽減制度に協力する事業所のサービスを利用 した場合、介護サービス費の利用者負担およ び食費・居住費(滞在費)の4分の1を軽減 対象次の全てに該当し、区が生計 します。 困難と認めた方 ①世帯全員の住民税が非課 税②世帯の収入(仕送りや手当、非課税年 金等を含む)が、単身世帯で150万円以下(世 ●介護保険施設などの食費・居住費(滞在費) 帯員が1人増えるごとに50万円加算) ③世 が所得等に応じて軽減されます 対象次の全 帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円 てに該当する方 ①本人および世帯全員が住 以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加 民税非課税 ②同世帯・別世帯にかかわらず、 算) ④自宅以外に活用できる資産(土地や 配偶者等の住民税が非課税 ③預貯金等が一 家屋等)を所有していない ⑤負担能力のあ 定額以下(単身の場合は1千万円以下、夫婦 る親族等に扶養されていない ⑥介護保険料 を滞納していない 対象サービス 訪問介護・ [対象サービス]特別養護老人ホーム・老人保 通所介護・短期入所生活介護、特別養護老 人ホームにおける施設サービス等※申請方法

●認定証をお持ちの方へ 有効期限は、7月 ●確認証をお持ちの方へ 有効期限は7月 31日 金です。 申請書をお送りしていますの 31日 金です。 申請書をお送りしていますの で、申請手続きがまだお済みでない方は、至で、申請手続きがまだお済みでない方は、至 急手続きをしてください。

等、詳しくは上記へお問合せください。

水害・土砂災害における

危機·災害対策課 TEL (5246) 1094

区の防災行政無線*やテレビ等の情報に注意し、下記情報が出たら、速 やかに避難行動等を開始してください。

※天候などによってうまく聞き取ることができなかった場合、「自動音声 サービス」**TEL**(5246)4057でご確認ください。

〈避難情報等〉

(ATAILIBAK)		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に <mark>災害が発生</mark> している 状況です。 命を守るための最善の行 動をとりましょう。	災害発生情報 災害が実際に発生している ことを把握した場合に、可 能な範囲で発令 〈区が発令〉
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難 し ましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)
全員が 危険な場所から 避難	公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、 自宅内のより安全な場所 に避難しましょう。	地域の状況に応じて、緊急ま たは重ねて避難を促す場合 等に発令
		〈区が発令〉
警戒レベル3 高齢者等は 危険な場所から 避難	避難に時間を要する人 (高齢者・障害のある方、 乳幼児等)とその支援者 は避難しましょう。その 他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・高齢者等 避難開始 〈区が発令〉

警戒レベル1・2では、気象庁から早期注意情報や大雨・洪水注意報等 が発表されたら、避難に備え心構えを高め、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。